

豊中市
豊中市上下水道局
市立豊中病院

事業者の皆さまへ

建設工事請負、工事に係る設計・監理・調査等及び測量調査（航空測量を除く。）委託の
最低制限価格の算定方法について（お知らせ）

(1) 趣旨

本市が発注する建設工事並びに工事に係る設計、監理、調査及び測量調査（航空測量を除く。）の委託のうち入札に付す案件については、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定されている趣旨により、当該契約の内容に適合した履行の確保を図るため、最低制限価格を設定しております。

本市におきます同価格の設定方法は、国の予算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準」が示されており、その基準に基づく低入札価格調査基準価格算定方式に準拠し設定を行っております。

(2) 算定方法

①建設工事

予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった次に掲げる式の合計額に**100分の108**を乗じて得た額。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9に、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

計算式	
イ【範囲】 予定価格の7.0/10～9.0/10	
【計算式】	
① 直接工事費×0.95	} 合計額×1.08
② 共通仮設費×0.90	
③ 現場管理費×0.80	
④ 一般管理費×0.55	
ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。（※）	
※ロを適用する工事としては、機械器具設置工事などプラント設備工事等とする。	

土木工事積算基準		機械設備工事積算基準	
直接工事費	⇔	直接制作費 材料費 機器単体費 労務費 塗装費 直接経費	直接工事費 輸送費 材料費 労務費 塗装費 直接経費 仮設費
共通仮設費	⇔	間接制作費 間接労務費	間接工事費 共通仮設費
現場管理費	⇔	間接制作費 工場管理費	間接工事費 現場管理費 据付間接費
一般管理費等	⇔	設計技術費	一般管理費等

②工事に係る設計、監理、調査及び測量調査（航空測量を除く。）の委託

下記の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、**100分の108**を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

○計算式

イ

業種区分	①	②	③	④	設定の範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—	10分の6から 10分の8
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	3分の2から 10分の8.5
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	

- ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。（※）
- ※ロを適用する工事は、管渠カメラ調査委託、土木設計のうち下水道及び水道設計等について適用をするものとする。

(3) 実施時期

平成26年（2014年）4月1日以降に開札を行う案件から適用

(4) 留意事項

本市が設定している最低制限価格は、平成22年10月から入札参加に際して適切な積算を行ったうえで参加してほしいとの観点から事後公表をしております。

入札参加する際には、当該案件の設計図書等を熟知したうえで、適切に入札に参加していただきますようお願いいたします。

なお、提出された入札金額が最低制限価格を下回った場合には失格となりますのでご注意ください。